

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年10月27日
【事業年度】	第35期（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）
【会社名】	株式会社鳥貴族ホールディングス （旧会社名 株式会社鳥貴族）
【英訳名】	Torikizoku Holdings Co.,Ltd. （旧英訳名 Torikizoku co.,ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大倉 忠司
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
【電話番号】	06-6562-5333
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部部長 小畑 博嗣
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
【電話番号】	06-6562-5333
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部部長 小畑 博嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）2020年10月21日開催の第34期定時株主総会の決議により、2021年2月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月
売上高 (千円)	-	-	-	-	15,590,862
経常損失 () (千円)	-	-	-	-	314,866
親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	-	-	-	-	466,421
包括利益 (千円)	-	-	-	-	483,303
純資産額 (千円)	-	-	-	-	5,221,145
総資産額 (千円)	-	-	-	-	16,834,661
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	450.58
1株当たり当期純損失 () (円)	-	-	-	-	40.25
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	31.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	8.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	2,687,990
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	111,171
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	1,132,094
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	4,806,821
従業員数 (人)	-	-	-	-	830
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1,446)

(注) 1. 第35期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第35期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を()内に外書で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月
売上高 (千円)	29,336,597	33,978,027	35,847,691	27,539,624	10,831,252
営業収益 (千円)	-	-	-	-	2,092,667
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,426,406	1,613,455	1,145,178	955,706	692,618
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	967,555	662,186	286,112	763,329	580,812
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,491,829	1,491,829	1,491,829	1,491,829	1,491,829
発行済株式総数 (株)	11,622,300	11,622,300	11,622,300	11,622,300	11,622,300
純資産額 (千円)	6,333,592	6,902,801	6,523,623	5,667,259	5,086,447
総資産額 (千円)	15,942,074	18,789,328	17,127,539	19,953,267	13,372,389
1株当たり純資産額 (円)	546.58	595.71	562.98	489.08	438.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	4.00 (4.00)	0.00 (0.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	83.55	57.15	24.69	65.88	50.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.7	36.7	38.1	28.4	38.0
自己資本利益率 (%)	16.3	10.0	4.3	12.5	10.8
株価収益率 (倍)	30.9	42.6	-	-	-
配当性向 (%)	9.6	14.0	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,000,563	3,306,540	2,171,569	191,136	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,394,338	3,460,791	1,331,066	247,909	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	480,911	87,355	1,143,904	4,986,379	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,735,753	4,494,146	4,190,744	8,738,077	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	700 (3,101)	827 (3,691)	861 (3,745)	854 (2,599)	48 (-)
株主総利回り (%)	134.4	127.2	111.9	65.9	91.3
(比較指標: TOPIX (配当込み)) (%)	(125.1)	(138.3)	(126.5)	(124.0)	(161.0)
最高株価 (円)	2,995	3,965	2,524	2,698	2,031
最低株価 (円)	1,764	2,131	1,478	1,190	1,163

- (注) 1. 売上高、営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 第34期以前の持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第31期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第33期、第34期及び第35期の株価収益率及び配当性向については当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第35期より連結財務諸表を作成しているため、第35期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）内に外書で記載しております。
7. 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
8. 2021年2月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、2021年2月より子会社への経営指導料、不動産賃貸料として営業収益を計上しております。

2【沿革】

当社は、1985年5月に大阪府東大阪市において、当社代表取締役社長大倉忠司が個人事業として焼鳥屋「鳥貴族」（「鳥貴族」1号店である「鳥貴族俊徳店」）を開店したことに始まります。

店舗展開に備え1986年9月に株式会社イターナルサービス（資本金4,000千円）に法人改組し、2009年8月に商号を株式会社鳥貴族に変更しております。

年月	事項
1986年9月	大阪府東大阪市に株式会社イターナルサービスを設立
1991年11月	加盟店1号店「鳥貴族長瀬店」を大阪府東大阪市にオープン
1995年7月	居酒屋業態より撤退し、「鳥貴族」単業態に集中
1997年9月	本社を大阪市東成区東中本に移転
1998年6月	10号店となる「鳥貴族千鉢店」を大阪市住吉区にオープン
2002年7月	兵庫県1号店「鳥貴族阪神深江店」を神戸市東灘区にオープン
2003年9月	大阪市中央区道頓堀に「鳥貴族道頓堀店」をオープン
2004年8月	本社を大阪市浪速区桜川に移転
2005年2月	東京都杉並区高円寺北3丁目に東京事務所開設
2005年5月	関東圏1号店「鳥貴族中野北口店」を東京都中野区にオープン
2005年8月	50号店となる「鳥貴族ナンバ店」を大阪市中央区にオープン
2007年5月	京都府1号店「鳥貴族西大路店」を京都市南区にオープン
2007年11月	奈良県1号店「鳥貴族新大宮店」を奈良県奈良市にオープン
2007年11月	100号店となる「鳥貴族平野加美東店」を大阪市平野区にオープン
2008年9月	東京事務所を東京都杉並区高円寺北2丁目に移転
2009年4月	名古屋市中区に東海事務所開設
2009年4月	東海圏1号店「鳥貴族錦三袋町通り店」を名古屋市中区にオープン
2009年8月	商号を株式会社鳥貴族に変更
2010年7月	東京事務所を東京都杉並区高円寺北2丁目内に移転
2010年10月	神奈川県1号店「鳥貴族相模原店」を神奈川県相模原市にオープン
2010年10月	本社を大阪市浪速区桜川から大阪市浪速区立葉に移転し、同所に焼鳥タレ製造工場を開設
2010年10月	200号店となる「鳥貴族池袋サンシャイン通り店」を東京都豊島区にオープン
2011年8月	埼玉県1号店「鳥貴族川口店」を埼玉県川口市にオープン
2012年5月	滋賀県1号店「鳥貴族石山店」を滋賀県大津市にオープン
2012年6月	300号店となる「鳥貴族名駅東口店」を名古屋市中村区にオープン
2013年10月	東京事務所を東京都杉並区天沼に移転
2014年7月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2014年12月	400号店となる「鳥貴族新宿区役所通り店」を東京都新宿区にオープン
2015年7月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2016年4月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2016年4月	岐阜県1号店「鳥貴族岐阜羽島店」を岐阜県羽島市にオープン
2016年7月	500号店となる「鳥貴族目黒西口店」を東京都目黒区にオープン
2017年3月	静岡県1号店「鳥貴族浜松有楽街店」を静岡県浜松市にオープン
2017年7月	三重県1号店「鳥貴族四日市店」を三重県四日市市にオープン
2017年11月	600号店となる「鳥貴族府中北口店」を東京都府中市にオープン
2018年7月	和歌山県1号店「鳥貴族和歌山駅前店」を和歌山県和歌山市にオープン
2019年4月	茨城県1号店「鳥貴族取手店」を茨城県取手市にオープン
2020年6月	大阪市旭区に小規模業態である「鳥貴族大倉家」をオープン
2020年8月	100%子会社の株式会社鳥貴族分割準備会社を設立
2021年2月	持株会社体制への移行に伴い、株式会社鳥貴族を「株式会社鳥貴族ホールディングス」に、株式会社鳥貴族分割準備会社を「株式会社鳥貴族」（現・連結子会社）に商号変更
2021年4月	愛知県常滑市に小規模業態である「鳥貴族中西家」をオープン
2021年5月	100%子会社の株式会社TORIKI BURGER（現・非連結子会社）を設立

3【事業の内容】

当社は、2020年10月21日開催の定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2021年2月1日付で持株会社体制へ移行し、飲食事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社鳥貴族分割準備会社」に承継いたしました。また同日付で、当社は商号を「株式会社鳥貴族ホールディングス」に、株式会社鳥貴族分割準備会社は「株式会社鳥貴族」に、それぞれ変更いたしました。

当社グループは、創業の精神を大切に、創業時から変わらない理念、「世の中を明るくしたい」という「うめぼれ」のもと、「298円均一(税抜)の感動」をコンセプトとする焼鳥屋 鳥貴族を展開しています。低価格・高価値のサービスで、お客様に感動と驚きを提供するとともに、食の安心安全を高めるために、国産食材の使用にこだわってきました。お客様、従業員とその家族、株主様、取引業者様、鳥貴族に関わる全ての方々に感謝し、企業活動を通じて奉仕し続けることで、社会から必要とされ愛される永遠の会社を目指してまいりました。

当社グループは、鳥貴族のDNA(チキン・均一価格・国産)を軸に、グローバルチキンフードカンパニーを目指しております。当連結会計年度末時点では、「鳥貴族」の単一ブランドで、関西圏・関東圏・東海圏の3商圏に焼鳥店の店舗展開しておりますが、コロナ禍のような事態への耐性を有する強固かつ成長性ある企業グループへの変革のため、チキンバーガー専門店であるTORIKI BURGERを2021年8月にオープンしております。

(単一ブランドでのチェーン展開)

当社グループは、業態ごとにブランド数を絞り事業展開を行うことを基本方針としております。資本・人材・ノウハウ等を単一ブランドに集中することにより、質の高い食材をより低価格で調達することができるとともに、何を売りたいかを明確にすることでお客様の支持を得られると考えております。さらに、当社が主導となり、研究開発や調達・購買、品質管理等の機能を事業横断的に発揮することにより、グループシナジーを高め競争優位性の追求をしてまいります。

事業区分は「飲食事業」の単一セグメントとなります。

(1) 鳥貴族ブランドの特徴

1. 販売価格

均一価格にすることでお客様が商品を選ぶ楽しさを感じて頂きたいという思いから、全品均一価格による商品の提供を行っております。

2. 商品

鳥貴族の従業員が自信をもってお客様に提供することができる商品、お客様に感動して頂ける商品を提供することを最優先課題とし、商品開発を行っております。

また、特に鶏肉は肉類の中でも劣化が早いことから、酸素に触れる時間を短くし、お客様に少しでもおいしいと感じて頂くため各店舗で串打ちを行っております。これはセントラルキッチンを保有せず各店舗で仕込みを行う当社の「こだわり」であり、調理からお客様へ提供するまでの時間を可能な限り短縮することで、より新鮮でおいしいものを提供するためであります。

一方、全店変わらない味を提供するため、焼き鳥のタレは自社工場にて、丸鶏・生の果物・野菜等を使用し一括生産しております。

3. 接客

「元気でホスピタリティあふれる接客の提供」をスローガンとして、お客様の再来店につながる接客を提供できるよう、全スタッフに対してスキル・ポジションに応じた様々な研修を実施しており、また各店舗においてマニュアルを整備することで接客サービスの均質化を図っております。

4. 内装

来店されたお客様に、木による視覚的・触覚的な癒しを感じて頂きたいという思いから、木の温もりを感じる内装で全店統一しており、焼鳥業態には少なかったテーブル席の導入によって、若者や女性客を含めた幅広いお客様が入りやすい空間づくりを心掛けております。

(2) “理念”の共有によるサービスの均質化

一般的なフランチャイズチェーンよりも強固なビジネスパートナーとしての関係性を確保することを目的として、新規に加盟店オーナーの募集は行っており、鳥貴族の経営理念に共感し鳥貴族とともに成長することに同意頂いた限られた加盟店オーナーをカムレード(同志)と称し、相互に意見の交換・提案を行っております。これにより全ての「鳥貴族」における「味」「品質」「サービス」の向上を図っております。

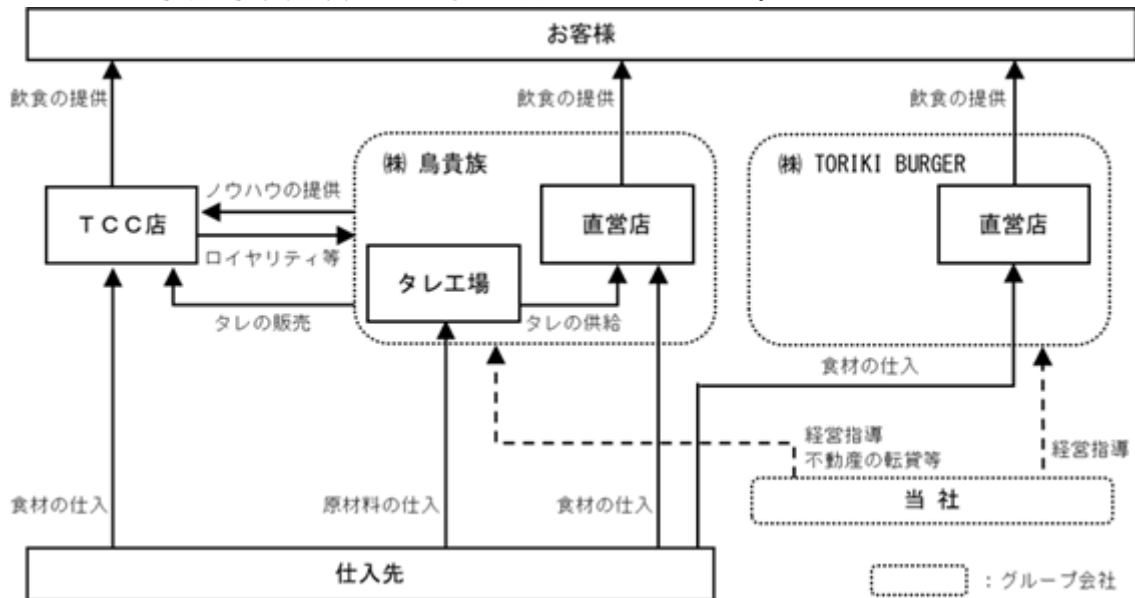
(注)カムレードチェーンは、新規に加盟店オーナーの募集を行っていない点、鳥貴族の経営理念に共感頂いた加盟店オーナーに限定している点、及び、意見の交換・提案を相互に行っている点が一般的なフランチャイズチェーンと異なっております。

「鳥貴族」の店舗数は以下のとおりであります。

		関西圏	関東圏	東海圏	合計
2017年7月期 現在	直営店舗数	87店舗	204店舗	51店舗	342店舗
	加盟店舗数	151店舗	74店舗	- 店舗	225店舗
	合計店舗数	238店舗	278店舗	51店舗	567店舗
2018年7月期 現在	直営店舗数	95店舗	255店舗	73店舗	423店舗
	加盟店舗数	154店舗	88店舗	- 店舗	242店舗
	合計店舗数	249店舗	343店舗	73店舗	665店舗
2019年7月期 現在	直営店舗数	95店舗	244店舗	74店舗	413店舗
	加盟店舗数	152店舗	94店舗	- 店舗	246店舗
	合計店舗数	247店舗	338店舗	74店舗	659店舗
2020年7月期 現在	直営店舗数	94店舗	230店舗	69店舗	393店舗
	加盟店舗数	147店舗	89店舗	- 店舗	236店舗
	合計店舗数	241店舗	319店舗	69店舗	629店舗
2021年7月期 現在	直営店舗数	91店舗	224店舗	68店舗	383店舗
	加盟店舗数	146店舗	86店舗	- 店舗	232店舗
	合計店舗数	237店舗	310店舗	68店舗	615店舗

[事業系統図]

これまで述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



TCC店（鳥貴族 カムレードチェーン店）

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社鳥貴族	大阪市浪速区	10,000	飲食事業	100	役員の兼任、 不動産転貸、 経営指導

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 株式会社鳥貴族は特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 株式会社鳥貴族は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	4,759,609千円
	(2) 経常利益	377,751千円
	(3) 当期純利益	254,905千円
	(4) 純資産額	446,937千円
	(5) 総資産額	4,448,248千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2021年7月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
店舗	680 (1,444)
工場	5 (1)
本社部門	145 (1)
合計	830 (1,446)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 臨時従業員が1,153名減少しており、主な理由は直営店の休業及び時短営業に伴う臨時従業員の労働時間の減少によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
48	39.1	8.8	5,725

- (注) 1. 当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、2021年2月1日付で持株会社体制へ移行したため、従業員数が806名、臨時従業員数が2,599名それぞれ減少しております。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、資本・人材・ノウハウ等を集中投下し、業務オペレーションの均一化や経営の効率化に積極的に取り組む一方で、国産食材・串打ちをはじめとする店内調理等といった品質・味へのこだわりにより付加価値を創出し、お客様に感動していただける店舗づくりを追求していくことで他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化を目指すことを基本方針としております。

(2) 経営環境及び経営戦略等

当社グループの属する外食業界におきましては、少子高齢化に加え、お客様の嗜好の多様化、業種・業態を超えた企業間競争の激化など厳しい経営環境が続いておりました。

そのような中、当社グループは日本一、そして世界の「鳥貴族」を目指し、関西圏、関東圏及び東海圏の3商圏に「鳥貴族」を615店舗展開しております。「経営基盤の再構築と更なる飛躍への挑戦」と位置づけた中期的な経営戦略のもと、マーケティング機能の新設と商品・機器等の開発機能強化により、既存店の売上高向上に取り組むとともに、アメーバ経営による採算管理強化と不採算店舗の整理にも取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、今後の新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明であります。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外食業界は甚大な打撃を受け、とりわけ居酒屋においては、来店客数の減少だけでなく、休業や時短営業をせざるを得ない事態に直面いたしました。しかし、居酒屋の存在価値が無くなったとは考えておらず、むしろウィズコロナにおける人との接触制限や働き方・コミュニケーションのデジタル化の進展を踏まえると、アフターコロナの時代にこそ「人と人が顔をあわせるコミュニケーションの場」「人と人がつながる場」という居酒屋ならではの存在価値が求められると考えております。

当面の間におきましては、衛生管理及び新型コロナウイルス感染症対策の徹底した実施と徹底したコスト管理による財務基盤の維持を優先し取り組むとともに、外食産業において感染症の影響を受けにくいファーストフード業態としてチキンバーガー専門店『TORIKI BURGER』のチェーン展開に注力し取り組んでまいります。

これらの経営戦略を進めるにあたり、当社は持株会社体制へと移行し、持株会社はグループの理念と目指すべき方向を示し挑戦を支える役割を担い、事業を推進する権限と責任を事業会社に委譲することで、激変する環境のもとでも生き抜く経営体制の構築、新事業の創出、人材開発を行ってまいります。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、既存店の売上高を維持向上することが重要であると考えており、既存店（新規開店した月を除き、12ヶ月以上経過した店舗）の売上高、客数、客単価の前年同月比を客観的な指標としております。また、財務の健全性、安定性を維持するための運転資金の確保と資金効率のバランスを勘案し、自己資本比率40%を財務上の指標としております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社グループの事業は大きな影響を受けており、これらに対処するための最優先すべき事項といたしまして、「鳥貴族」全店では日頃からの衛生管理に加え、お客様や従業員の安全に十分注意し感染拡大防止策を徹底し、お客様に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。さらに不測の事態が発生した場合でも十分な運転資金を確保できるように努め、既存店売上高の早期回復と徹底した採算管理により、財務状況の改善に努めてまいります。

また、中・長期の経営目標を達成するため、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、引き続き以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

チェーンストアとしての多店舗展開におけるリスクの管理、衛生管理のさらなる向上、コンプライアンス遵守体制の強化を重要事項とし、営業部エリアマネージャーの店舗巡回等や本部を中心とした内部統制の改善を実施してまいります。また、財務報告に関連する内部統制の強化及びアメーバ経営による経営管理システムの構築も重要課題と認識しており、必要に応じて人員の増強を図る方針であります。

既存店売上高の維持向上

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、中食・コンビニエンスストア等を代表とする業界を超えた顧客獲得競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。

当社グループにおいては、ブランド力をさらに強化し既存店売上高を維持向上させるため、クオリティ(商品品質)・サービス(接客力)・クレンリネス(衛生管理)の強化を全従業員に周知徹底し、お客様満足度の向上に努めてまいります。

商品力の向上

食の安全に対するお客様の意識は一層高まりつつあります。当社グループでは、国産食材にこだわり、産地との良好な関係を構築・維持することで、今まで以上に安全かつ良質な食材の確保に取り組んでまいります。また、お客様のニーズの変化にも迅速に対応できる商品開発や人気メニューのさらなる付加価値向上に取り組んでまいります。

新規出店・投資効果の維持向上

新たな収益を確保するためには、投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。『鳥貴族』業態につきましては、関西圏、関東圏及び東海圏の3商圏以外の新たな地域への出店も視野に入れ、出店初期投資額の削減、並びに、店舗運営の効率化を行うとともに、マーケティング調査の強化により当社グループが競争優位となりうる出店候補地を確保し、継続的な成長を目指します。また『TORIKI BURGER』業態につきましては、早期に店舗モデル及びビジネスモデルを確立し、投資計画の精度を高めることで投資効率の向上を目指し取り組んでまいります。

人財の採用・教育強化

今後、当社グループの成長には、優秀な人財の確保が必要不可欠と考えております。当社グループの企業理念を理解し、賛同した人財の採用を最重要課題とし、中途採用だけでなく新卒採用にも積極的に取り組んでまいります。また、外食産業に限らない経験豊富な人財の招聘等により、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指します。人財教育に関しては各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に重要な位置づけとなる店長に対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、特段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内包しているため実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 市場環境について

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、中食・コンビニエンスストア等を代表とする業界を超えた顧客獲得競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。当社グループでは、メニューの改定等により既存店舗の売上高の確保を図ると同時に、直営店舗の新規出店による事業拡大を積極的に行ってまいります。外食産業における市場環境の悪化が進む場合には、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗コンセプトについて

当社グループは現在、「鳥貴族」「TORIKI BURGER」の2ブランドによる店舗展開を行っております。業態ごと単一ブランドに絞って専門店として特化することにより、資本・人材・ノウハウの集中投下と業務オペレーションの均一化を行うことにより、景気変動に左右されにくい収益性の維持に取り組んでまいります。これらの施策が必ずしも継続的に顧客に受け入れられる保証はなく、その場合には当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新規出店計画について

新規出店については、従来の不動産業者等からの外部情報に加え、取引先業者、取引先銀行からも幅広く情報を入手するように努めておりますが、当社グループのニーズに合致する物件が必ずしも確保されるとは限りません。また、仮に当社グループの計画に沿った物件を確保しても、計画した店舗収益を確保できない可能性があります。当社グループでは、新規出店の物件確保及び収益性の確保等に努めてまいります。新規出店が計画どおり遂行できない事態が発生した場合または計画した店舗収益を確保できない場合、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 賃貸借による店舗展開について

当社グループの本社事務所及び直営店舗はそのほとんどが建物を賃借しており、賃貸借契約に対して保証金等を差し入れています。2021年7月31日現在の敷金及び差入保証金の残高は1,565,224千円となっており、総資産に占める比率は9.3%であります。

当社グループは新規に出店する際の与信管理を徹底しておりますが、賃貸人の財政状態が悪化した場合、差入保証金（敷金・保証金）の一部または全部が回収不能となることや賃借物件の継続的使用が困難となることが考えられます。その場合、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 鳥貴族カムレードチェーン加盟店について

カムレードチェーン加盟店の店舗展開について

「鳥貴族」では直営店の店舗展開のほか、カムレードチェーン加盟店による店舗展開の拡大を推進しております。当社グループはカムレードチェーン加盟店に対してサービスや衛生管理の指導を行う義務が生じ、その対価としてロイヤリティ収入等を収受しております。

外食産業全般の市場縮小やカムレードチェーン加盟に積極的な企業の業績悪化等により、カムレードチェーン加盟企業数が減少した場合、もしくはカムレードチェーン加盟企業の店舗が退店した場合には、ロイヤリティ収入等が減少し、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

カムレードチェーン加盟店への店舗運営指導について

当社グループはカムレードチェーン加盟店に対してカムレード契約に基づき、ホールオペレーション、キッチンオペレーション及び衛生管理等の店舗運営に係る指導を実施しております。

しかし、カムレードチェーン加盟企業において当社グループの指導に従ったサービスの提供が行われない場合や衛生管理面の問題が生じた場合、当社グループブランドの価値が毀損し、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 商標権について

当社グループは商標権を取得し管理することで当社グループのブランドを保護する方針であります。

第三者が類似した商号等を使用し、当社グループのブランドの価値が毀損された場合、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 商品表示について

外食産業においては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざん等が発生するなど、食の安全性だけでなく、商品表示の適正性、信頼性等においても消費者の信用を失墜する事件が発生しております。当社グループは、適正な商品表示のため社内体制の整備・強化に全社一丸となって注力しておりますが、食材等の納入業者も含めて、万が一、表示内容に重大な誤りが発生した場合には、社会的信用の低下等により、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 出店後の環境変化について

当社グループは新規出店をする際には、商圈誘引人口、競合店調査、賃借条件等の立地調査を綿密に行った上で意思決定をしております。しかしながら、当社グループの出店後に交通アクセスが変化した場合や、同業他社等から新規参入があった場合には、当初の計画どおりに店舗収益が確保できず、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材採用及び教育について

当社グループが安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当社グループの経営理念を理解し、賛同した人材確保を最重要課題として、既存店舗に勤務しているパートタイマー・アルバイトからの社員登用や、中途採用だけでなく、新卒採用にも積極的に取り組んでまいります。また人材教育に関しては、実践的な技術指導に加え、理念教育を重点的に行う事により当社グループの核となり得る人材を育成してまいります。しかしながら、当社グループ直営店及びカムレード加盟企業の出店の拡大に対する人材の確保及び教育が追いつかない場合には、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 従業員の処遇について

短時間労働者に対する社会保険加入義務化の適用基準拡大について

当社グループの店舗運営において短時間労働者は不可欠なものとなっており、2021年7月31日現在で6,718名のパートタイマー及びアルバイトを雇用しております。そのうち社会保険加入義務のある対象者は少数であります。今後、短時間労働者の社会保険加入義務化の適用が拡大された場合には、保険料の増加、パートタイマー及びアルバイト就業希望者の減少等により、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他労働法の強化等について

現状、当社グループは法令等で定められた労働規制等については適正に遵守しておりますが、今後この規制基準等が強化・拡大された場合には、法定福利費の増加及び人員体制強化に伴う費用の増加等により、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社グループは、「鳥貴族」「TORIKI BURGER」と業態、ブランドを絞り事業を展開しておりますが、事業に関する法規制等は多岐にわたっております。当社グループでは、コンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンス体制の強化に努めておりますが、万が一重大な不祥事やコンプライアンス上の問題が発生した場合や、既存の法規制等の改正または新たな法規制等の制定が行われた場合には、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループ事業に関わる法規制等のうち、特に影響が大きいと考えられるものは以下のとおりです。

食品衛生法への対応について

当社グループは、食品衛生法（1947年法律第233号）の規定に基づき、管轄保健所を通じて飲食業の営業許可を取得し、各店舗では食品衛生管理者を管轄保健所に届け出ております。その上で、各店舗における衛生管理の強化に取り組んでおり、食中毒等の重大事故の未然防止に努めております。しかしながら、今後、食中毒等の事故が発生した場合には、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

2001年5月に施行された「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）により年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食業者（食品関連事業者）は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品残渣物の削減を義務付けられております。当社グループは食品残渣物を削減するための取り組みを鋭意実施しておりますが、今後法的規制が強化された場合には、その対応のために、設備投資等に関連する新たな費用が発生し、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

深夜0時以降も営業する店舗につきましては、深夜営業について「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制を受けております。各店舗における届出等、当該法令に定める事項の厳守に努めておりますが、法令違反等が発生した場合には、一定期間の営業停止等が命ぜられ、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12)鳥インフルエンザについて

当社グループは鶏肉の仕入ルートとして国内に複数の産地を確保しておりますが、同時多発的に鳥インフルエンザが発生した場合、鶏肉の確保が出来ず営業を休止せざるを得ない事態に至るおそれがあり、また、鳥インフルエンザの発生により鶏肉に対する風評被害が発生し消費者より敬遠される等の事態に陥った場合には、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)材料価格の高騰について

近年発生した原油相場高騰に伴う穀物相場等の高騰にとどまらず、天候不順による野菜価格の高騰並びに政府によるセーフガード（緊急輸入制限措置）等の発動など需給関係の急激な変動による食材価格の高騰の可能性等、当社グループが購入している原材料には価格が高騰する可能性のあるものが含まれております。当社グループは安心かつ安全な原材料の調達に向けた調達ルートの多様化に引き続き取り組んでまいりますが、このような事象が発生し、原材料価格が高騰した場合、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)有利子負債依存度について

当社グループは、店舗建築費用及び差入保証金等の出店資金を主に金融機関からの借入れにより調達しているため、総資産に占める有利子負債（借入金、リース債務）の割合が、2021年7月31日現在で46.2%と高い水準にあります。今後の出店等に伴う資金調達について、引き続き経済情勢や金利動向、財務バランスを総合的に勘案し、有利子負債の適正な水準の維持に努めながら事業展開を行う予定ですが、今後有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合には、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは財務基盤の安定化のため運転資金確保を目的に、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。それぞれ当該コミットメントライン契約及び借入金の中には財務制限条項が設けられているものがあります。従前より金融機関とは持続的に良好な関係を築いておりますが、同条項に抵触した場合、金利の上昇や、期限の利益を喪失することにより、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15)減損損失について

外的環境の著しい変化等により、店舗収益性が悪化し、事業計画において計画した店舗収益性と大きく乖離した場合、固定資産及びリース資産について減損損失を計上することとなり、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16)特定地域に対する依存度等について

当社グループの直営店舗出店地域は、関西圏、関東圏及び東海圏の3圏となっており、特に関西圏においては、大阪府に本社及びタレ工場を設置しております。

当社グループは当面の間上記3圏を中心に事業展開を計画しておりますが、地震等の自然災害が発生し、店舗設備、本社社屋及びタレ工場の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し消費者の消費環境が悪化した場合には一時的に来客数が著しく減少する可能性があります。また、自然災害等による店舗、本社社屋またはタレ工場設備の損壊の程度によっては、大規模な修繕の必要性から、多額の費用が発生する可能性があり、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17)個人情報について

当社グループは、顧客満足度向上のために顧客情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報の取扱いに関して一定の義務を負っております。そのため当社グループでは、個人情報管理規程を策定し、社内の管理体制には万全を期しております。しかしながら、個人情報が外部へ漏洩するような事態が発生した場合には、当社グループの信用低下による売上の減少や損害賠償による費用の発生等により、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、剰余金の配当につきましては、毎期の業績、財政状況を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

しかしながら、当社グループの業績が計画どおりに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

(19)新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境及び経営戦略等、（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」及び「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要」の項目にも記載いたしましたが、当社グループは、厚生労働省や各自治体、日本フードサービス協会等の新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、お客様や従業員の安全に十分注意し感染拡大防止策を徹底して店舗運営を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため自治体ごとに休業や営業時間短縮に関する要請が実施され、今後、事態が長期化又は更なる感染拡大が進行した場合は、来店客数の減少等が生じ、当社グループの財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。また、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の抑制により、景気は急速に悪化し極めて厳しい状況となりました。

外食業界におきましては、2020年4月に出された緊急事態宣言の解除以降、個人消費は回復の兆しもみられていたものの、2020年11月には東京都、大阪府、愛知県では、アルコール提供を行う飲食店への営業時間短縮要請が出され、さらには2021年1月に、緊急事態宣言が再発令されるなど、以降も継続的にまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が都市部を中心に発せられたことを受けて、特に居酒屋業界におきましては、酒類提供自粛要請や営業時間の大幅な制限等により経営環境は厳しいものとなりました。

当社グループにおきましては、2020年4月に出された緊急事態宣言の解除以降、お客様と従業員の安全を第一に感染症対策を徹底しながら店舗運営を再開し、各自治体の自粛要請等が解除されると売上高は徐々に回復したものの、再度、政府及び各自治体からの営業時間短縮要請を受け時短営業を実施し、酒類提供自粛要請が出された地域の店舗においては休業もしくは酒類販売をせずに時短営業を実施しております。これにより、当連結会計年度における既存店売上高は前年同期比58.3%となりました。

なお、当連結会計年度は2店舗の新規出店と16店舗の退店により、当連結会計年度末日における「鳥貴族」の店舗数は615店舗となりました。当社グループの直営店は、10店舗退店し383店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための時短営業や休業等が大きく影響し、売上高は15,590,862千円、売上総利益は10,784,704千円、販売費及び一般管理費は15,447,377千円、営業損失は4,662,673千円、経常損失は314,866千円、親会社株主に帰属する当期純損失466,421千円となりました。

財政状態の状況は以下の通りであります。

当連結会計年度末における総資産は16,834,661千円となりました。流動資産は8,011,465千円となり、その主な内訳は現金及び預金4,713,681千円、未収入金2,649,936千円等であります。固定資産は8,823,196千円となり、その主な内訳は、建物（純額）5,251,911千円、差入保証金1,565,224千円、繰延税金資産1,398,543千円等であります。

負債合計につきましては、11,613,515千円となりました。流動負債は4,221,469千円となり、その主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金1,316,680千円、未払金628,945千円、前受収益919,013千円等であります。固定負債は7,392,046千円となりました。その主な内訳は、長期借入金6,186,129千円、資産除去債務は1,085,996千円等であります。

純資産につきましては、5,221,145千円となりました。自己資本比率は31.0%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、4,806,821千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは2,687,990千円の支出となりました。これは主に、減価償却費1,041,057千円、助成金の受取額1,747,228千円等を加えた額から、助成金収入4,181,332千円、仕入債務の増減額638,014千円、未払金の増減額610,956千円等を減じた額によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、111,171千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出54,504千円及び長期前払費用の取得による支出41,690千円を計上したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、財務活動におけるキャッシュ・フローは、1,132,094千円の支出となりました。これは主に、長期借入れによる収入3,000,000千円に対し、長期借入金の返済による支出3,707,427千円及びリース債務の返済による支出419,233千円を計上したこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社グループは、焼鳥のタレを自社工場で生産しておりますが、金額的重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(b) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	前年同期比(%)
飲食事業(千円)	6,220,686	-
合計(千円)	6,220,686	-

- (注) 1. 当社グループの事業区分は「飲食事業」の単一セグメントであります。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
3. 当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較を省略しております。

(c) 受注実績

当社グループは、一般消費者へ直接販売する飲食事業を行っておりますので、記載しておりません。

(d) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	前年同期比(%)
飲食事業(千円)	15,590,862	-
合計(千円)	15,590,862	-

- (注) 1. 当社グループの事業区分は「飲食事業」の単一セグメントであります。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
3. 当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

既存店の売上高、客数、客単価の前年同月比は以下のとおりであります。

(前年同月比 単位: %)

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	累計
売上高	59.1	77.2	93.1	81.3	51.9	28.1	32.7	55.4	948.7	41.5	18.0	38.9	58.3
客数	54.7	71.8	89.4	77.5	49.2	27.3	32.0	52.8	955.6	41.3	18.5	38.7	56.1
客単価	108.1	107.5	104.1	104.9	105.5	102.7	102.2	104.8	99.3	100.7	97.6	100.5	103.9

(a) 財政状態の状況

当連結会計年度の財政状態の状況につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載したとおりであります。

(b) 経営成績の状況

当連結会計年度の経営成績の状況につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載したとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(a) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

(b) 資本の財源及び資金の流動性

・資金需要

当社グループの資金需要は主に大きく分けて運転資金需要、設備資金需要があります。運転資金需要は食材仕入のほか、販売費及び一般管理費の営業費用であります。営業費用の主なものは、人件費、店舗賃借料及び店舗運営に係る費用（水道光熱費・修繕費等）であります。設備資金需要につきましては、飲食事業における新規出店や既存店舗の改装費用等であり店舗設備に係る設備投資であります。

・財政政策

当社グループは、運転資金及び設備資金につきましては、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について有利子負債の調達を実施しております。このうち、運転資金及び既存店舗の設備資金については内部資金を活用し、新規に出店する店舗設備等の設備資金については変動金利の長期借入金及びリース契約により調達しております。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金を基本としており、長期借入金及びリース等の長期資金の調達については、事業計画に基づく資金需要、金利動向等の調達環境、既存有利子負債の償還時期等を考慮の上、調達規模、調達手段を適宜判断していくこととしております。

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、財務基盤の安定化を図るため、「飲食・宿泊等をはじめとする事業者に対する日本政策投資銀行の支援強化」を活用し、3,000,000千円の借入を行い既存借入金の返済を行うことで、借入期間を1年延長しております。さらに金融機関との間で合計3,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております（借入未実行残高3,000,000千円）。

当連結会計年度末において、当社グループが締結しているコミットメントライン契約の合計4,500,000千円であります。（借入未実行残高4,500,000千円）。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は7,785,954千円であり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は4,806,821千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当該見積りに際しましては、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報) 2.新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて」に記載しております。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

カムレード契約

当社グループはカムレードチェーン加盟店との間で、以下のような要旨の加盟契約を締結しております。

(1) 契約の内容

当社は、その有する営業ノウハウと「鳥貴族」の商標（サービスマーク）を使用して焼鳥屋を営業する資格ないし権利を加盟店に付与し、マニュアル等の印刷物、担当指導員の指導等を通じて加盟店の経営、店舗の営業を支援する。加盟店は、契約に定める事項、貸与ないし供与されたマニュアル並びに当社の指示を遵守して営業に従事し、その発展に邁進するものとし、契約に定める加盟金、ロイヤリティを支払う。

(2) 契約期間

契約締結日を開始日として、満7年を経過した日を終了日とする。

(3) 契約更新

契約満了の3カ月前までに両当事者のいずれからも解約の申入れがない場合は、2年毎に自動的に更新される。

「カムレードチェーン」につきましては、「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照下さい。

吸収分割契約

当社は、2020年10月21日開催の第34期定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2021年2月1日付で持株会社体制へ移行し、飲食事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社鳥貴族分割準備会社」に承継いたしました。また同日付で、当社は商号を「株式会社鳥貴族ホールディングス」に、株式会社鳥貴族分割準備会社は「株式会社鳥貴族」に、それぞれ変更いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、既存店の改装や機器入替え等を行い、その設備投資総額は103,045千円となりました。また不採算店舗を整理し、鳥貴族の店舗網の再構築を行ったこと等により、10店舗退店しております。

なお、当社グループは「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社グループは「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

2021年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					合計 (千円)	従業員数 (人)
		建物 (千円)	機械及び装置 車両運搬具 (千円)	工具、 器具及び備品 (千円)	リース 資産 (千円)	無形 固定資産 (千円)		
本社 (大阪市浪速区)	事務所設備等	32,597	-	8,900	-	24,992	66,490	48 (-)
鳥貴族378店舗	転貸用店舗設備	5,316,318	-	-	-	63,761	5,380,079	- (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「無形固定資産」は、ソフトウェア及び電話加入権であります。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定は含んでおりません。

3. 金額には消費税等を含めておりません。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

5. 上記の他、本社及び店舗を賃借しております。

本社の年間賃借料は8,623千円であり、店舗の年間賃借料は2,534,528千円であります。また、差入保証金は1,541,763千円であります。

(2) 国内子会社

会社名	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	機械及び装置 車両運搬具 (千円)	工具、 器具及び備品 (千円)	リース 資産 (千円)	合計 (千円)	
株式会社鳥貴族	工場	-	296	-	-	296	5 (1)
株式会社鳥貴族	営業用店舗設備 (関西)	16,645	-	38,432	30,965	86,042	181 (403)
株式会社鳥貴族	営業用店舗設備 (関東)	64,875	-	65,473	129,717	260,066	393 (745)
株式会社鳥貴族	営業用店舗設備 (東海)	11,730	-	21,918	58,763	92,411	106 (296)

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの重要な設備の新設・改修及び除却等の計画は下記のとおりであります。

なお、当社グループは「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

(1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定日		増加能力 (客数)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手年月	完成年月	
TORIKI BURGER 大井町店	東京都 品川区	営業用 店舗設備	107,339	107,339	自己資金ま たは借入金	2021年 6月	2021年 8月	54
TORIKI BURGER 出店予定2店舗	-	営業用 店舗設備	200,000	-	自己資金ま たは借入金	2021年 8月以降	2022年 7月	(注)3
鳥貴族 出店予定3店舗	-	営業用 店舗設備	126,000	-	自己資金ま たは借入金	2021年 8月以降	2022年 7月	(注)3
合計			433,339	107,339				

(注) 1. 金額の中には差入保証金が含まれております。

2. 上記の金額に消費税は含まれておりません。

3. 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

(2) 重要な設備の改修・除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,847,200
計	30,847,200

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年10月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,622,300	11,622,300	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であり ます。単元株式 数は100株であ ります。
計	11,622,300	11,622,300	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年8月1日～ 2017年7月31日 (注)	39,000	11,622,300	3,144	1,491,829	3,144	1,481,829

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	20	92	30	27	13,866	14,052	-
所有株式数(単元)	-	19,099	1,471	17,714	2,442	58	75,351	116,135	8,800
所有株式数の割合(%)	-	16.45	1.27	15.25	2.10	0.05	64.88	100.0	-

(注) 1. 「金融機関」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式34,700株(347単元)が含まれております。

2. 「単元未満株式の状況」には、当社が保有する自己株式64株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大倉 忠司	大阪府東大阪市	2,720,000	23.40
株式会社大倉忠	大阪府東大阪市	1,200,000	10.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	831,900	7.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	384,800	3.31
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2丁目3番3号	260,000	2.24
中西 卓己	大阪府大阪市住吉区	180,553	1.55
株式会社関西みらい銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	180,000	1.55
鳥貴族ホールディングス従業員持株会	大阪府大阪市浪速区立葉1丁目2番12号	153,100	1.32
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4丁目10番2号	120,000	1.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	101,800	0.88
計	-	6,132,153	52.76

(注) 1. 上記株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、831,900株であります。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、384,800株であります。

3. 上記株式会社日本カストディ銀行(信託口5)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、101,800株であります。

4. 所有株式数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

5. 2018年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー、ブラックロック・インターナショナル・リミテッドが2018年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年7月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番3号	175,200	1.51
ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F.ケネディ通り 35A	252,400	2.17
ブラックロック・インターナショナル・リミテッド	英国 エディンバラ センプル・ストリート 1 エクスチェンジ・プレース・ワン（郵便番号 EH3 8BL）	46,400	0.40

6. 2021年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びその共同保有者である株式会社SBI証券が2021年5月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年7月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号	657,800	5.66
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	74,336	0.64

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,613,500	116,135	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 8,800	-	-
発行済株式総数	11,622,300	-	-
総株主の議決権	-	116,135	-

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式34,700株（議決権347個）が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社が保有する自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

2021年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

取引の概要

本制度は、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社の取締役に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

取締役に給付する予定の株式の総数

34,700株

BBT制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	64	-	64	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営目標と認識しており、毎期の業績、財政状況を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期業績等に鑑み、誠に遺憾ではありますが無配といたしました。なお、2022年7月期の配当につきましては、現段階では未定といたしました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。具体的には、店舗の改装費のほか、今後の事業展開のための人材の育成など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

当社は、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、創業の精神を大切にし、創業時から変わらない「世の中を明るくしたい」という「うぬぼれ」を「永遠の理念」とし、そして「外食産業の社会的地位向上」に貢献することを、「永遠の使命」と位置付け、さらには、永続する「永遠の会社」となることを目的としております。

このために、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び、経営戦略の策定や経営の意思決定を通じた企業価値の最大化を目指しております。コーポレート・ガバナンスの遵守は、これらを達成する上で重要な事項と考えております。

透明かつ公正な経営を最優先に考え、様々な観点からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すべく、今後も株主総会の充実をはじめ、取締役会の活性化、監査役の監査機能の強化及び積極的な情報開示に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、独立性の高い複数の社外監査役を選任するとともに、監査役の機能を強化することで、当社における業務執行に対する管理・監督機能の充実を図っております。

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、社内の統治体制の構築のためコンプライアンス委員会、リスク管理委員会を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

当社の各機関の内容は以下のとおりであります。

(取締役会)

当社の取締役会（議長は代表取締役社長）は、社内取締役4名及び社外取締役2名により構成され、経営方針の策定、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会へ出席しております。

(監査役会)

監査役会は常勤監査役1名（原田雅彦 議長）及び社外監査役2名（疋田実、石井義人）で構成されており、原則として毎月1回開催されております。

監査役監査につきましては、取締役及び従業員からの報告收受など法律上の権利行使を行うほか、全員が株主総会や取締役会へ出席していることや、常勤監査役は、重要な経営会議への出席、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会への出席、各部署への往査など実効性のあるモニタリングに取り組むことで、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

なお、社外監査役は、公認会計士及び弁護士であり、職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

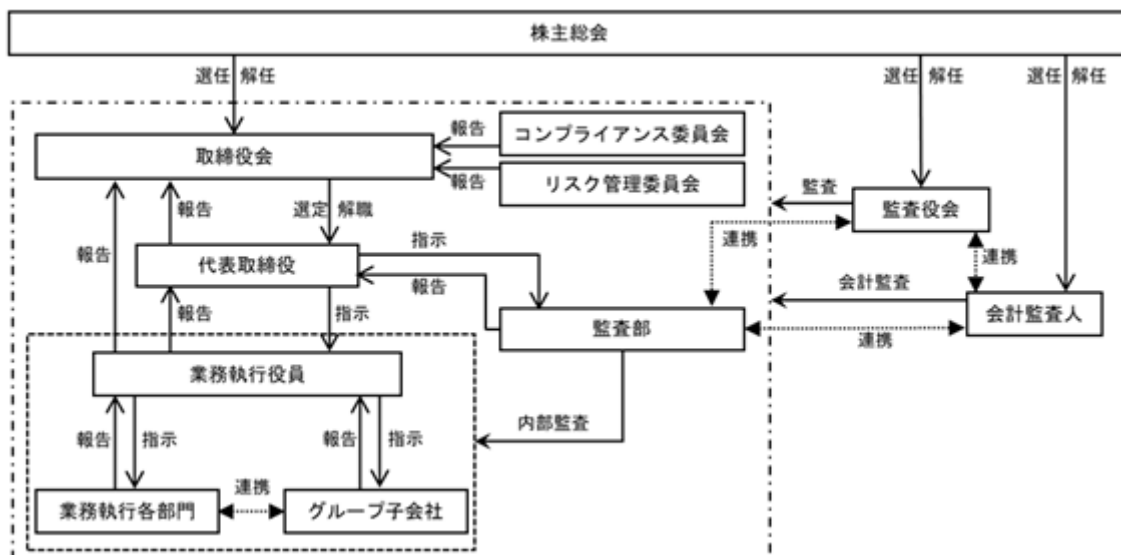
(コンプライアンス委員会)

総務部をコンプライアンスの統括部署として、組織横断的に構成されたコンプライアンス委員会を原則として3ヵ月に1回開催し、役職員に対する教育研修体制を構築するとともに、食品衛生法・金融商品取引法・会社法などをはじめとする諸法令等に対する全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを行っております。なお、当該委員会の委員長は取締役 山下陽であり、過去に営業、また人事部門の責任者を務め、法令順守・企業倫理に対する豊富な知識・実績とともに優れた見識を有しており、選任しております。

(リスク管理委員会)

総務部をリスク管理の統括部署として、組織横断的に構成されたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の提供の共有等に関する様々な活動を行っております。またリスク管理研修等の社内啓蒙活動への助言・指導を行っております。なお、当該委員会の委員長は取締役 道下聡であり、過去に管理部門の責任者を務め、危機管理に対する豊富な経験・実績とともに優れた見識を有しており、選任しております。

当社の機関、経営管理体制及び内部統制の仕組みは以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

- イ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - ・ 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役から業務執行に関し報告を受ける。
 - ・ 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、監査部は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録、株主総会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ・ 文書管理部署である総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。
- ハ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、社長は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。
 - ・ 職務権限規程や業務分掌規程等の社内諸規定に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ニ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 代表取締役社長及び監査部は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - ・ 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。
- ホ 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・ 財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社グループの損失の危険に関して、総務部をリスク管理の統括部署として、組織横断的に構成されたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有等に関する様々な活動を行っております。またリスク管理研修等の社内啓蒙活動への助言・指導を行っております。組織横断的リスクの全社的対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行っております。重要度の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止しております。

(c) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めたグループ会社管理規程を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図っております。また、子会社に対してもこれを遵守させ、企業集団として理念及び統制環境の統一に努めております。

当社の監査役は必要に応じて、グループ会社の業務状況等を調査し、当社の監査部門は、当社各部門の内部監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施または統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制及びその適正な運用状況について監視、指導を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当社と社外取締役及び監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役もしくは監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について填補対象とするものであり、契約期間の満了時に同内容での更新を予定しております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	大倉 忠司	1960年2月4日生	1982年11月 やきとり道場入社 1986年9月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2021年2月 株式会社鳥貴族 取締役会長(現任) 2021年8月 株式会社TORIKI BURGER 取締役会長 (現任)	(注)3	2,720,000
常務取締役 経営管理部・総務 部・購買部管掌	青木 繁則	1965年1月9日生	1987年4月 当社入社 1989年5月 当社 取締役就任商品開発本部長 2009年8月 当社 常務取締役就任開発部部长 2012年11月 当社 常務取締役商品部部长 2017年8月 当社 常務取締役(現任)	(注)3	100,785
取締役 経営企画室管掌	道下 聡	1977年1月14日生	2004年4月 税理士法人廣木会計社入社 2007年7月 当社入社 2010年8月 当社 管理部部長兼管理課課長 2010年12月 当社 取締役就任管理部部長 2016年8月 当社 取締役経営企画室室長(現任)	(注)3	51,256
取締役 理念推進室・人財部 管掌	山下 陽	1976年9月13日生	2000年4月 当社入社 2008年1月 当社 関東エリア統括マネージャー 2010年6月 当社 常勤監査役就任 2012年10月 当社 取締役就任人事部部長 2014年8月 当社 取締役営業本部シニアディレクター 2016年8月 当社 取締役 2019年2月 当社 取締役理念推進室室長(現任)	(注)3	50,532
取締役	清宮 俊之	1974年5月16日生	2014年1月 株式会社力の源ホールディングス 代表取締役社長兼COO 株式会社力の源カンパニー 代表取締役社長 株式会社力の源パートナーズ 取締役 株式会社AKB 代表取締役社長 2014年11月 株式会社力の源グローバルホールディングス 代表取締役社長 2019年4月 ランプ株式会社設立 代表取締役CEO(現任) 2019年7月 株式会社リカバリー 社外取締役(現任) 2019年8月 株式会社俺カンパニー 社外取締役 2019年10月 当社 取締役就任(現任) 2020年7月 株式会社挽肉と米 代表取締役(現任) 2020年11月 株式会社おいしいプロモーション(現オイサイズ株式会 社) 代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社UNAKEN 代表取締役社長(現任)	(注)3	617
取締役	佐々木 節夫	1955年4月29日生	2000年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 取締役 2006年4月 同社 常務取締役ICT営業本部長 2008年4月 同社 専務取締役ICT事業統括本部長 2012年4月 同社 代表取締役 京セラ株式会社 執行役員 2016年3月 Sectage合同会社設立 代表社員(現任) 2017年3月 株式会社レッグス 取締役 2019年10月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	494
常勤監査役	原田 雅彦	1953年10月16日生	2011年2月 株式会社ホック 入社 2012年1月 当社 入社 2012年4月 当社 常勤監査役就任(現任) 2021年2月 株式会社鳥貴族 監査役(現任) 2021年8月 株式会社TORIKI BURGER 監査役(現任)	(注)4	4,477
監査役	石井 義人	1959年4月22日生	1994年4月 石井義人法律事務所開設(現任) 2010年10月 当社 非常勤監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	疋田 実	1957年3月11日生	1994年9月 疋田公認会計士事務所開設(現任) 2011年10月 当社 非常勤監査役就任(現任)	(注)4	-
計					2,928,161

(注)1 取締役のうち、清宮俊之及び佐々木節夫は社外取締役であります。

2 監査役のうち、石井義人及び疋田実は、社外監査役であります。

- 3 2021年10月開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 2021年10月開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 所有株式数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の氏名および略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
荒木 政俊	1976年8月31日生	1999年4月 当社入社 2005年4月 当社関西営業グループ・エリアマネージャー 2010年3月 当社内部監査室室長 2017年5月 当社監査部部长(現任)	(注)	17,927
平岩 雅司	1973年6月6日生	2007年8月 有限責任あずさ監査法人 入所 2013年8月 平岩公認会計士事務所 開設(現任) 2015年3月 監査法人和宏事務所 入所 2017年5月 監査法人和宏事務所 代表社員(現任)	(注)	-

(注) 監査役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査役の任期が満了する時までであります。

社外役員の状況

当社は、経営の透明性及び公正性を強化し、非支配株主の立場に近い社外取締役を選任することが必要であると考へ、社外取締役を2名選任しております。また、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。

社外取締役である清宮俊之氏及び佐々木節夫氏と当社との間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社の事業関係における業務執行者にも該当していません。

当社は、社外取締役に対し、取締役会において、客観的な立場から、企業経営の豊富な経験や専門的な知見等に基づく発言を行うことにより、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を期待しており、企業経営の豊富な経験や専門的な知見等を有する者の中から選任しております。清宮俊之氏は株式会社力の源ホールディングスなどにおいて要職を歴任し、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営や外食産業に関する国内外での豊富な経験、見識を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。佐々木節夫氏は京セラコミュニケーションシステム株式会社や京セラ株式会社において要職を歴任し、アメーバ経営をはじめとする企業経営に関する豊富な経験、見識を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから独立役員として届け出ております。

社外監査役である石井義人氏及び疋田実氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社の事業関係における業務執行者にも該当していません。

当社は、社外監査役に対し、様々な分野における専門的な知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を発揮することを期待しており、実質的な中立性及び独立性を有する者の中から選任することとしております。

社外監査役疋田実氏は、公認会計士として長年培われた専門的な税務及び会計に関する知識と、経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

社外監査役石井義人氏は、弁護士として長年培われた専門的な法律全般に関する知識と、経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

社外監査役はこれらの専門性を活かし、客観的、中立的な立場から経営全般を監視・監査すると共に、内部監査部門と連携し、必要に応じて業務監査にも参画しております。また、代表取締役との随時の会合により、経営全般の意見交換を実施しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものではありません。しかしながら、社外取締役及び社外監査役の選任に際しましては、十分な見識及び専門的な知識を有しており、当社から独立した立場から客観的な意見を述べていただけるかという点を重視して個別に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。当該社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、社外取締役及び社外監査役の求めに応じて聴取を受ける、法定開示資料等を事前に社外取締役及び社外監査役へ提出する、及び、取締役会の参考資料を事前に配布する等の情報提供を行っております。なお、当社における内部統制部門とは、主に総務部を指します。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は、監査役会（常勤監査役1名、社外監査役2名）で定めた監査方針・基本計画に基づき、取締役会や重要な会議・委員会への出席、各部署への往査のほか、会計監査人による四半期監査報告会やその四半期報告会とは別途、会計監査人の実務担当者とも定期的に面談を行っており、当社の運営状況や会計監査状況の進捗について、監査上、必要な情報収集を適宜実施しております。

監査役は、内部監査部門の監査に同行する事や、内部監査状況の報告ミーティングを月次で実施しております。また、監査上重要性が高いと判断した場合は必要に応じて往査を行い、適時、取締役会や常勤役員会議にて確認するなどの情報共有を積極的に行っております。

監査役と内部監査部門、会計監査人は、定期的な会合等で連携しながら、効果的かつ効率的な監査に努めております。

なお、社外監査役 石井義人氏は弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。社外監査役 疋田実氏は公認会計士としての専門的知見及び企業会計に関する豊富な経験と高い見識を有しております。

当事業年度において、当社は監査役会を19回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
原田 雅彦	19回	19回
石井 義人	19回	19回
疋田 実	19回	19回

監査役会における主な検討事項は、年間の監査方針及び実施計画の作成、決算書類等の監査、監査報告書の作成、会計監査人の選解任・不再任、会計監査人報酬の同意、定時株主総会への付議議案の監査、会計監査人の監査方法及び結果の相当性等であります。

内部監査の状況

当社グループの内部監査については、代表取締役社長直轄の監査部（提出会社：1名、連結子会社：2名、合計3名）を設置し、代表取締役社長の承認を得た年次監査計画に基づいて監査を実施しております。監査内容については、各店舗の臨店調査を主体に、衛生管理、販売管理、現金管理、資産管理、人事労務管理等を社内規程や社内マニュアルに基づき実施しております。各部門については、財務報告に係る内部統制の評価、各業務執行部門の役職員による業務執行についての法令ならびに社内規程等の遵守状況、重点施策の実施状況等を中心に監査を実施しております。また、監査結果については監査報告書を作成し、代表取締役社長、監査役および監査対象部門長に報告するとともに、監査対象部門に対し改善計画報告書の提出を求め、適正な改善がなされているかどうか、フォローアップする体制をとっております。

さらに、監査役及び会計監査人との相互連携につきましては、情報を都度共有し、連携体制を構築し、内部統制の整備の充実に向けて検討や改善がなされております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(b) 継続監査期間

2012年7月期以降

(c) 業務を執行した公認会計士

公認会計士の氏名等	
指定有限責任社員	中畑 孝英
業務執行社員	河野 匡伸

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他12名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案し問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選定しております。

また、当社は以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人について、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準、監査報告の相当性等を対象項目として評価し、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人として適切、妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,500	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	25,000	-
連結子会社	-	-
計	25,000	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 ((a) を除く)

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から説明を受けた監査計画及び監査内容等の概要について必要な検証を行い、監査役会の同意を得て監査報酬を決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決めており、企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮し適切な水準を定めることを基本としております。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会決議は、2013年10月30日開催の第27期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内（取締役員数8名）と決議し、さらに別枠として、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会において、取締役（社外取締役は除く。）に対する業績連動型株式報酬を3事業年度当たり合計36,000ポイントを上限として設定する内容（取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。）を決議しております。

業績連動型株式報酬は、取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした制度であります。取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型の株式報酬制度である「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」の導入については、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会においてご承認をいただいております。本制度につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」の項目をご参照ください。

役員報酬等の内容の決定に関する方針等の概要については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や責任の大きさ、業界水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役の出席する取締役会で決定しております。監査役報酬限度額は、2011年10月21日開催の第25期定時株主総会において年額30,000千円以内（監査役員数4名）と決議しており、監査役個々の固定報酬額は、監査役会において決定しております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、役位毎にその役割に応じた報酬及び、前事業年度の業績に基づき決定する報酬からなる固定報酬と、業績達成状況に応じて決定する業績連動型株式報酬で構成します。

社外取締役は経営を監督する立場であるためガバナンス面より、業績連動型株式報酬の対象外とし、固定報酬として、過去の経験・実績・経営環境等を勘案し決定します。

監査役報酬については、高い独立性の観点から固定金額としております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	130,650	130,650	-	-	5
監査役(社外監査役を除く)	18,090	18,090	-	-	1
社外役員	20,640	20,640	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」と区分しており、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化等による戦略上重要な目的を有すると判断される株式を政策保有株式として保有することがあり、取締役会において随時、保有の合理性について検証しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	500
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2020年8月1日から2021年7月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年8月1日から2021年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年8月1日から2021年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (2021年7月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,713,681
売掛金	161,407
たな卸資産	183,783
未収入金	2,649,936
その他	402,657
流動資産合計	8,011,465
固定資産	
有形固定資産	
建物	12,664,088
減価償却累計額及び減損損失累計額	7,412,177
建物(純額)	5,251,911
リース資産	2,689,006
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,478,422
リース資産(純額)	210,584
建設仮勘定	1,620
その他	807,591
減価償却累計額及び減損損失累計額	672,315
その他(純額)	135,276
有形固定資産合計	5,599,391
無形固定資産	
ソフトウェア	34,874
その他	5,884
無形固定資産合計	40,758
投資その他の資産	
投資有価証券	500
関係会社株式	10,000
差入保証金	1,565,224
繰延税金資産	1,398,543
その他	208,777
投資その他の資産合計	3,183,045
固定資産合計	8,823,196
資産合計	16,834,661

(単位：千円)

当連結会計年度
(2021年7月31日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	2,131,680
買掛金	348,294
リース債務	215,255
未払金	628,945
未払法人税等	181,304
前受収益	919,013
賞与引当金	290,192
株主優待引当金	43,344
その他	278,441
流動負債合計	4,221,469
固定負債	
長期借入金	2,618,612
リース債務	67,890
役員株式給付引当金	10,662
退職給付に係る負債	40,366
資産除去債務	1,085,996
その他	1,000
固定負債合計	7,392,046
負債合計	11,613,515
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,491,829
資本剰余金	1,481,829
利益剰余金	2,317,127
自己株式	89,947
株主資本合計	5,200,838
その他の包括利益累計額	
退職給付に係る調整累計額	20,307
その他の包括利益累計額合計	20,307
純資産合計	5,221,145
負債純資産合計	16,834,661

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
売上高	15,590,862
売上原価	4,806,158
売上総利益	10,784,704
販売費及び一般管理費	¹ 15,447,377
営業損失()	4,662,673
営業外収益	
受取利息	17
助成金収入	⁵ 4,181,731
受取清算金	199,833
その他	29,862
営業外収益合計	4,411,445
営業外費用	
支払利息	50,145
その他	13,492
営業外費用合計	63,638
経常損失()	314,866
特別利益	
固定資産売却益	² 189
移転補償金	53,141
特別利益合計	53,330
特別損失	
固定資産除却損	³ 42,598
減損損失	⁴ 276,646
その他	14,640
特別損失合計	333,885
税金等調整前当期純損失()	595,421
法人税、住民税及び事業税	181,306
法人税等調整額	310,307
法人税等合計	129,000
当期純損失()	466,421
親会社株主に帰属する当期純損失()	466,421

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
当期純損失()	466,421
その他の包括利益	
退職給付に係る調整額	16,881
その他の包括利益合計	16,881
包括利益	483,303
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	483,303
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,491,829	1,481,829	2,783,548	89,947	5,667,259
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			466,421		466,421
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	466,421	-	466,421
当期末残高	1,491,829	1,481,829	2,317,127	89,947	5,200,838

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	37,189	37,189	5,704,449
当期変動額			
剰余金の配当			
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			466,421
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,881	16,881	16,881
当期変動額合計	16,881	16,881	483,303
当期末残高	20,307	20,307	5,221,145

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	595,421
減価償却費	1,041,057
減損損失	276,646
貸倒引当金の増減額(は減少)	420
賞与引当金の増減額(は減少)	33,512
株主優待引当金の増減額(は減少)	15,041
退職給付引当金の増減額(は減少)	83,436
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	40,366
受取利息及び受取配当金	17
支払利息	50,145
固定資産売却損益(は益)	189
固定資産除却損	42,598
移転補償金	53,141
助成金収入	4,181,332
売上債権の増減額(は増加)	181,001
たな卸資産の増減額(は増加)	41,368
未収入金の増減額(は増加)	386,128
仕入債務の増減額(は減少)	638,014
未払金の増減額(は減少)	610,956
前受収益の増減額(は減少)	333,750
その他	530
小計	4,455,306
利息及び配当金の受取額	17
利息の支払額	49,281
法人税等の支払額	75,104
法人税等の還付額	91,315
助成金の受取額	1,747,228
移転補償金の受取額	53,141
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,687,990
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	54,504
有形固定資産の売却による収入	189
有形固定資産の除却による支出	630
無形固定資産の取得による支出	8,470
関係会社株式の取得による支出	10,000
長期前払費用の取得による支出	41,690
差入保証金の差入による支出	5,293
差入保証金の回収による収入	48,702
資産除去債務の履行による支出	29,334
その他	10,140
投資活動によるキャッシュ・フロー	111,171
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	3,000,000
長期借入金の返済による支出	3,707,427
リース債務の返済による支出	419,233
配当金の支払額	579
その他	4,854
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,132,094
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,931,256
現金及び現金同等物の期首残高	8,738,077
現金及び現金同等物の期末残高	14,806,821

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

(1) 連結子会社の数

1社

(2) 連結子会社の名称

株式会社鳥貴族

当連結会計年度において、当社は持株会社体制に移行し、当社の飲食事業を会社分割により承継した「株式会社鳥貴族」を連結の範囲に含めております。

なお、持株会社体制への移行に際し、当社は「株式会社鳥貴族ホールディングス」に商号変更いたしました。

非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

(1) 非連結子会社の数

1社

(2) 非連結子会社の名称

株式会社TORIKI BURGER

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結子会社

株式会社TORIKI BURGER

(持分法の適用範囲から除いた理由)

当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

a) 製品、原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

b) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

但し、店舗食材については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

c) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を含む）：定額法

（但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法）

その他の有形固定資産：定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～20年

工具、器具及び備品 5～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員の株式給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

（4）退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

（5）連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の導入に伴う会計処理

当社および連結子会社は、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 2015年1月16日)および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 2015年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、当社および連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	減損損失計上額
店舗に係る固定資産	5,586,237	276,646

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは飲食事業を営むために、直営店舗及びタレ工場、本社などの資産を保有しております。

資産グループは、主として各店舗を独立したキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。各店舗における営業損益の悪化又は退店の意思決定等が生じた場合に減損の兆候を識別しており、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された各店舗の将来計画を基礎としており、当該計画には新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた当連結会計年度を含む営業損益実績を踏まえ、売上高の今後の回復シナリオや損益改善策による将来の業績回復も織り込まれています。新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響については、（注記事項 追加情報 2．新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて）に記載のとおり、早期収束が見通せない中、2022年2月にかけて徐々に収束し回復に向かうものと仮定して見積っております。

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、新型コロナウイルス感染症の将来予測に関する見積りについては不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 1,398,543千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。新型コロナウイルス感染症拡大による課税所得への影響については、（注記事項 追加情報 2．新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて）に記載のとおり、早期収束が見通せない中、2022年2月にかけて徐々に収束し回復に向かうものと仮定して見積っております。

ただし、主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響下における売上高は見積りの不確実性が高く、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みの変動により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組が行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

1. 株式給付信託 (BBT)

当社は、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT (= Board Benefit Trust))」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社の取締役に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、89,804千円及び34,700株であります。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性に関する判断や固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による酒類提供の自粛要請等及びワクチン接種の開始や感染者数の推移を踏まえ、2022年2月にかけて徐々に収束し、感染拡大以前の水準まで業績が回復に向かうことを前提としております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
商品及び製品	4,724千円
原材料及び貯蔵品	79,059

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	4,600,000千円
借入実行残高	-
差引額	4,600,000

(注) それぞれ一部の貸出コミットメント契約及び借入金につきましては、各連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部の金額及び連結損益計算書の営業損益及び経常損益の金額等を基準とする財務制限条項が付されております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	
給与手当	3,260,268千円
雑給	3,690,808
地代家賃	2,611,385
減価償却費	1,025,465
賞与引当金繰入額	606,989
株主優待引当金繰入額	43,369
退職給付費用	63,107

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	
工具、器具及び備品	189千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	
建物	39,578千円
リース資産	1,285
その他	1,734
計	42,598

4 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都	店舗(6店舗)	建物及びその他
埼玉県	店舗(1店舗)	建物及びその他
千葉県	店舗(4店舗)	建物及びその他
岐阜県	店舗(5店舗)	建物及びその他
静岡県	店舗(1店舗)	建物及びその他
滋賀県	店舗(1店舗)	建物及びその他
兵庫県	店舗(1店舗)	建物及びその他
大阪府	店舗(1店舗)	建物及びその他

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(276,646千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物254,460千円及びその他22,185千円であります。

なお、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを1.71~2.33%で割り引いて算定しており、当該店舗の資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったものについては、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。また、退店の意思決定を行った資産グループについては、処分価額を零として算定しております。

5 助成金収入

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、政府や自治体からの給付金等について、期末までに入金済みのもの及び当社グループが申請の要件を満たし期末時点において申請手続きが可能であり、支給の見込みが確実なものについて助成金収入として営業外収益に計上しております。

なお、助成金収入の主な内訳は、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金が3,945,771千円、雇用調整助成金が235,561千円であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	10,218
組替調整額	12,221
税効果調整前	22,439
税効果額	5,558
退職給付に係る調整額	16,881
その他の包括利益合計	16,881

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,622,300	-	-	11,622,300
合計	11,622,300	-	-	11,622,300
自己株式				
普通株式(注)	34,764	-	-	34,764
合計	34,764	-	-	34,764

(注) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式34,700株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
現金及び預金勘定	4,713,681千円
その他(預け金)	93,140
現金及び現金同等物	4,806,821

2. 重要な非資金取引の内容

資産除去債務

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
新たに計上した重要な資産除去債務の額	4,428千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗厨房機器等(工具、器具及び備品)であります。

2. リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行借入等による方針であります。また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃借店舗の敷金・保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部門が主要な賃貸人の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金及び未払金は、主に1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は原則として5年以内であります。

借入金は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部門が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)について、当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保することで、流動性リスクを管理しております。また、資金調達手段の多様化・各種取引銀行からのコミットメントラインの取得などにより、流動性リスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2021年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,713,681	4,713,681	-
(2) 売掛金	161,407	161,407	-
(3) 未収入金	2,649,936	2,649,936	-
(4) 差入保証金	1,565,224	1,546,101	19,123
資産計	9,090,249	9,071,125	19,123
(1) 買掛金	348,294	348,294	-
(2) 未払金	628,945	628,945	-
(3) 長期借入金()	7,502,809	7,465,256	37,552
(4) リース債務()	283,145	287,271	4,126
負債計	8,763,194	8,729,768	33,426

()長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務

元金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2021年7月31日)
投資有価証券	500
関係会社株式	10,000

上記の株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,713,681	-	-	-
売掛金	161,407	-	-	-
未収入金	2,649,936	-	-	-
差入保証金	128,856	324,337	633,140	478,890
合計	7,653,881	324,337	633,140	478,890

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,316,680	976,960	3,700,318	656,772	622,892	229,187
リース債務	215,255	63,983	3,907	-	-	-
合計	1,531,935	1,040,943	3,704,225	656,772	622,892	229,187

(有価証券関係)

その他有価証券

当連結会計年度(2021年7月31日)

投資有価証券(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

子会社株式及び関連会社株式(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は子会社株式10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、特定退職金共済制度への加入及び確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
退職給付債務の期首残高	29,864千円
勤務費用	6,194
利息費用	89
数理計算上の差異の発生額	10,218
退職給付の支払額	6,000
退職給付債務の期末残高	40,366

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	40,366千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	40,366
退職給付に係る負債	40,366
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	40,366

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
勤務費用	6,194千円
利息費用	89
数理計算上の差異の費用処理額	11,434
過去勤務費用の費用処理額	787
確定給付制度に係る退職給付費用	5,937

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
数理計算上の差異	21,652千円
過去勤務費用	787
合計	22,439

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
未認識数理計算上の差異	30,410千円
過去勤務費用	721
合計	31,132

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
割引率	0.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、69,045千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	11,299千円
賞与引当金	100,261
未払費用	14,627
退職給付に係る負債	13,878
減損損失	466,084
資産除去債務	333,889
税務上の繰越欠損金(注)	591,033
その他	13,967
繰延税金資産小計	1,545,040
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,260
繰延税金資産合計	1,541,779
繰延税金負債	
未収還付事業税等	15,478
資産除去債務に対応する除去費用	127,757
繰延税金負債合計	143,236
繰延税金資産の純額	1,398,543

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	591,033	591,033
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	591,033	(2) 591,033

- (1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (2) 税務上の繰越欠損金591,033千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産591,033千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しており評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)
共通支配下の取引等

当社は、2020年10月21日開催の定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2021年2月1日付で持株会社体制へ移行し、飲食事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社鳥貴族分割準備会社」に承継いたしました。また同日付で、当社は商号を「株式会社鳥貴族ホールディングス」に、株式会社鳥貴族分割準備会社は「株式会社鳥貴族」に、それぞれ変更いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業、対象となった事業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社	株式会社鳥貴族 (2021年2月1日付で「株式会社鳥貴族ホールディングス」に商号変更)
対象事業の内容	飲食事業
吸収分割承継会社	株式会社鳥貴族分割準備会社 (2021年2月1日付で「株式会社鳥貴族」に商号変更)

(2) 企業結合日

2021年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社鳥貴族を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社鳥貴族

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、「焼鳥屋で世の中を明るくする」という理念のもと、「298円均一(税抜)の感動」をコンセプトに焼鳥屋 鳥貴族を展開しています。低価格・高価値のサービスで、お客様に感動と驚きを提供するとともに、食の安心安全を高めるために、国産食材の使用にこだわってきました。当社は、お客様、従業員とその家族、株主様、取引業者様、鳥貴族の関わる全ての方々に感謝し、企業活動を通じて奉仕し続けることで、社会から必要とされ愛される永遠の会社を目指しております。

外食業界におきましては、人手不足を背景とした人件費の上昇、消費税率の引き上げ等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛要請や営業時間短縮要請により、更に厳しい経営環境が続いております。

こうした状況だからこそ、社会や従業員との関わりの中で企業活動を永続していくことが大事であり、そのためには絶え間ない挑戦を続けていくことが必要であると当社は考えております。

以上の認識のもと、今般、当社は、永遠の目的として掲げる「永遠の会社」を目指して、第二、第三の創業を実現し、次世代の担い手を開発することを目的として、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制に移行することで、持株会社はグループの理念と目指すべき方向を示し、挑戦を支える役割を担い、事業を推進する権限と責任を事業会社に委譲することで、激変する環境のもとでも生き抜く経営体制の構築、新事業の創出、人材開発を行うこととします。

更なる挑戦として、「鳥貴族」を日本全国に「298円均一(税抜)の感動」を広げていくだけでなく、米国への出店をはじめとする海外への展開を進めるとともに、「TORIKI BURGER」をはじめとする新規事業展開により、グローバルチキンフードカンパニーを目指して参ります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループの本社及び営業店舗の一部は不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間満了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社及び営業店舗の使用見込期間を取得から主に15～20年と見積り、割引率は0.8～2.0%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
期首残高	1,099,942千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,428
時の経過による調整額	14,093
資産除去債務の履行による減少額	29,372
期末残高	1,089,092

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業区分は「飲食事業」の単一セグメントのため、セグメント情報については、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものが存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
1株当たり純資産額	450.58円
1株当たり当期純損失()	40.25円

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失()の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT)が保有する当社株式数は当連結会計年度において34,700株であり、1株当たり当期純損失()の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT)が保有する当社株式の期中平均株式数は当連結会計年度において34,700株であります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
1株当たり当期純損失()	
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	466,421
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ()(千円)	466,421
普通株式の期中平均株式数(株)	11,587,536

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	749,093	1,316,680	0.3	-
1年以内に返済予定のリース債務	409,895	215,255	2.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,461,143	6,186,129	0.3	2022年～2027年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	292,484	67,890	3.1	2022年～2024年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	8,912,615	7,785,954	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	976,960	3,700,318	656,772	622,892
リース債務	63,983	3,907	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	-	-	14,243,914	15,590,862
税金等調整前四半期(当期) 純損失() (千円)	-	-	2,157,627	595,421
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失() (千円)	-	-	1,463,834	466,421
1株当たり四半期(当期)純 損失() (円)	-	-	126.33	40.25

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 () (円)	-	-	54.89	86.08

(注) 当社は、第3四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、第1四半期及び第2四半期につきましては、記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,675,234	4,196,710
預け金	67,048	3,758
売掛金	342,580	-
商品及び製品	109,027	-
原材料及び貯蔵品	16,124	-
前払費用	265,052	250,180
未収入金	668,518	2,488,199
その他	31,273	88,115
流動資産合計	10,174,859	5,026,963
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,047,442	12,563,240
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,965,458	7,214,324
建物(純額)	6,081,983	5,348,915
機械及び装置	26,690	-
減価償却累計額	26,303	-
機械及び装置(純額)	387	-
車両運搬具	300	-
減価償却累計額	299	-
車両運搬具(純額)	0	-
工具、器具及び備品	794,512	85,804
減価償却累計額及び減損損失累計額	603,391	76,903
工具、器具及び備品(純額)	191,120	8,900
リース資産	2,764,700	-
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,222,278	-
リース資産(純額)	542,421	-
建設仮勘定	2,309	-
有形固定資産合計	6,818,222	5,357,816
無形固定資産		
ソフトウェア	58,399	24,992
その他	714	5,884
無形固定資産合計	59,113	30,876
投資その他の資産		
投資有価証券	500	500
関係会社株式	-	17,136
出資金	38	-
長期前払費用	65,323	63,937
差入保証金	1,596,874	1,541,763
繰延税金資産	1,099,061	1,327,688
その他	139,695	5,706
貸倒引当金	420	-
投資その他の資産合計	2,901,072	2,956,732
固定資産合計	9,778,408	8,345,425
資産合計	19,953,267	13,372,389

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	986,308	-
1年内返済予定の長期借入金	1,749,093	1,916,768
リース債務	409,895	-
未払金	1,167,839	2,243,114
設備関係未払金	9,745	112
未払費用	117,308	862
未払法人税等	92,299	41,451
未払消費税等	162,976	36,468
預り金	35,060	5,390
前受収益	1,252,763	-
賞与引当金	323,704	-
株主優待引当金	28,302	43,344
資産除去債務	24,962	3,095
その他	2,041	865
流動負債合計	5,362,301	1,291,473
固定負債		
長期借入金	1,746,143	1,591,081
リース債務	292,484	-
退職給付引当金	83,436	-
役員株式給付引当金	10,662	10,662
資産除去債務	1,074,980	1,064,724
その他	1,000	-
固定負債合計	8,923,706	6,994,468
負債合計	14,286,008	8,285,941
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,491,829	1,491,829
資本剰余金		
資本準備金	1,481,829	1,481,829
資本剰余金合計	1,481,829	1,481,829
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,783,548	2,202,736
利益剰余金合計	2,783,548	2,202,736
自己株式	89,947	89,947
株主資本合計	5,667,259	5,086,447
純資産合計	5,667,259	5,086,447
負債純資産合計	19,953,267	13,372,389

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
売上高	27,539,624	10,831,252
営業収益	-	4,209,667
売上高及び営業収益合計	27,539,624	12,923,920
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	122,681	109,027
当期商品仕入高	7,781,015	3,116,545
当期製品製造原価	141,618	58,935
合計	8,045,315	3,284,508
商品及び製品期末たな卸高	109,027	-
売上原価合計	7,936,287	3,284,508
売上総利益	19,603,336	9,639,412
販売費及び一般管理費	18,620,052	8,765,080
営業費用	-	2,078,719
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計	18,620,052	10,843,799
営業利益又は営業損失()	983,283	1,204,387
営業外収益		
受取利息	131	10
保険解約返戻金	7,347	7,805
受取保険金	9,924	6,178
助成金収入	-	349,891
受取清算金	-	199,833
その他	13,473	4,100
営業外収益合計	30,877	567,819
営業外費用		
支払利息	44,011	43,004
その他	14,442	13,046
営業外費用合計	58,454	56,050
経常利益又は経常損失()	955,706	692,618
特別利益		
固定資産売却益	15,564	2189
移転補償金	48,387	53,141
雇用調整助成金	768,316	-
特別利益合計	832,268	53,330
特別損失		
固定資産除却損	25,117	340,986
減損損失	820,881	573,115
店舗臨時休業による損失	1,890,339	-
その他	4,422	14,596
特別損失合計	2,740,760	128,698
税引前当期純損失()	952,785	767,987
法人税、住民税及び事業税	97,263	41,452
法人税等調整額	286,719	228,627
法人税等合計	189,456	187,174
当期純損失()	763,329	580,812

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)		当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
原材料費		95,881	67.7	36,335	61.7
労務費		34,336	24.2	16,168	27.4
経費	1	11,400	8.1	6,431	10.9
当期総製造費用		141,618	100.0	58,935	100.0
合計		141,618		58,935	
当期製品製造原価		141,618		58,935	

原価計算の方法

実際原価に基づく総合原価計算を採用しております。なお、仕掛品はありません。

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
地代家賃(千円)	3,468	1,593
減価償却費(千円)	1,549	1,456

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	3,639,856	3,639,856	89,891	6,523,623	6,523,623
当期変動額								
剰余金の配当				92,977	92,977		92,977	92,977
当期純損失 ()				763,329	763,329		763,329	763,329
自己株式の取得						56	56	56
当期変動額合計	-	-	-	856,307	856,307	56	856,363	856,363
当期末残高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	2,783,548	2,783,548	89,947	5,667,259	5,667,259

当事業年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	2,783,548	2,783,548	89,947	5,667,259	5,667,259
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純損失 ()				580,812	580,812		580,812	580,812
自己株式の取得								
当期変動額合計	-	-	-	580,812	580,812	-	580,812	580,812
当期末残高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	2,202,736	2,202,736	89,947	5,086,447	5,086,447

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

a) 製品・原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

b) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

但し、店舗食材については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております

c) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を含む): 定額法

(但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法)

その他の有形固定資産 : 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10~20年

工具、器具及び備品 5~6年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

c) 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

役員株式給付引当金

役員の株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

連結納税制度の導入に伴う会計処理

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号2015年1月16日）および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号2015年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	1,327,688千円
--------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について、当社グループの将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。新型コロナウイルス感染症拡大による課税所得への影響については、(連結財務諸表 注記事項 追加情報 2.新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて)に記載のとおり、早期収束が見通せない中、2022年2月にかけて徐々に収束し回復に向かうものと仮定して見積っております。

ただし、主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響下における当社グループの売上高は見積りの不確実性が高く、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みの変動により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「物品売却益」は、当事業年度においては重要性がなくなったため、前事業年度における計上額は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」に表示していた「物品売却益」2,279千円、「その他」11,194千円は、「その他」13,473千円として組替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

株式給付信託(BBT)を通じて当社株式を給付する取引に関する注記については、連結財務諸表の「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報) 1. 株式給付信託(BBT)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	6,100,000千円	4,600,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	6,100,000	4,600,000

(注) それぞれ一部の貸出コミットメント契約及び借入金につきましては、各事業年度における貸借対照表の純資産の部の金額及び損益計算書の営業損益及び経常損益の金額等を基準とする財務制限条項が付されております。

- 2 関係会社に対する金銭債権・債務

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
短期金銭債権	- 千円	433,547千円
短期金銭債務	-	209,057

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度85%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度15%であります。

販売費及び一般管理費並びに営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)
給与手当	2,838,473千円	1,762,648千円
雑給	6,371,365	2,535,493
地代家賃	2,430,893	2,581,970
減価償却費	1,106,646	859,422
賞与引当金繰入額	242,044	318,584
株主優待引当金繰入額	28,302	43,369
退職給付費用	51,890	31,603

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)
建物	13,991千円	- 千円
工具、器具及び備品	1,573	189
計	15,564	189

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)
建物	24,541千円	39,578千円
工具、器具及び備品	576	719
その他	-	688
計	25,117	40,986

- 4 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)
営業収益	- 千円	2,092,667千円
営業取引以外の取引による取引高	-	92,520

5 減損損失

前事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都	店舗（24店舗）	建物及びその他
千葉県	店舗（7店舗）	建物及びその他
埼玉県	店舗（3店舗）	建物及びその他
愛知県	店舗（3店舗）	建物及びその他
静岡県	店舗（1店舗）	建物及びその他
大阪府	店舗（1店舗）	建物及びその他
兵庫県	店舗（1店舗）	建物及びその他
奈良県	店舗（1店舗）	建物及びその他
滋賀県	店舗（1店舗）	建物及びその他
岐阜県	店舗（2店舗）	建物及びその他

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店の意思決定を行った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（820,881千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物760,423千円及びその他60,457千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローを2.33%で割り引いて算定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなった資産グループについては、帳簿価額全額を減損損失として計上しており、退店の意思決定を行った資産グループについては、処分価額を零として算定しております。

当事業年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都	店舗（2店舗）	建物及びその他
千葉県	店舗（1店舗）	建物及びその他
岐阜県	店舗（1店舗）	建物及びその他
滋賀県	店舗（1店舗）	建物及びその他
兵庫県	店舗（1店舗）	建物及びその他
大阪府	店舗（1店舗）	建物及びその他

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（73,115千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物62,869千円及びその他10,246千円であります。

なお、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを2.33%で割り引いて算定しており、当該店舗の資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったものについては、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。また、退店の意思決定を行った資産グループについては、処分価額を零として算定しております。

6 店舗臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の臨時休業を行ったことから店舗の臨時休業期間中に発生した固定費（人件費・地代家賃・減価償却費等）を店舗臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

投資有価証券（当事業年度及び前事業年度の貸借対照表計上額はそれぞれ500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式17,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	17,617千円	- 千円
賞与引当金	99,053	-
未払費用	19,871	-
退職給付引当金	25,531	-
減損損失	451,578	358,631
資産除去債務	336,582	326,539
会社分割による関係会社株式	-	184,895
税務上の繰越欠損金(注)	270,164	591,033
その他	25,424	9,887
繰延税金資産小計	1,245,824	1,470,988
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,262	3,260
繰延税金資産合計	1,242,561	1,467,727
繰延税金負債		
未収還付事業税等	2,886	15,478
資産除去債務に対応する除去費用	140,614	124,560
繰延税金負債合計	143,500	140,038
繰延税金資産の純額	1,099,061	1,327,688

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	-	-	-	-	270,164	270,164
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	270,164	(2) 270,164

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金270,164千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産270,164千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しており評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	-	-	-	-	591,033	591,033
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	591,033	(2) 591,033

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- (2) 税務上の繰越欠損金591,033千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産591,033千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しており評価性引当額を認識しておりません。
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額及び減損 損失累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	13,047,442	35,969	520,171	12,563,240	7,214,324	642,773 (62,869)	5,348,915
機械及び装置	26,690	-	26,690	-	-	48	-
車両運搬具	300	-	300	-	-	-	-
工具、器具及び備品	794,512	1,932	710,640	85,804	76,903	34,328 (1,357)	8,900
リース資産	2,764,700	-	2,764,700	-	-	190,009 (8,380)	-
建設仮勘定	2,309	-	2,309	-	-	-	-
有形固定資産計	16,635,955	37,901	4,024,811	12,649,045	7,291,228	867,159 (72,607)	5,357,816
無形固定資産							
ソフトウェア	182,730	2,500	33,212	152,018	127,026	24,819	24,992
その他	714	5,170	-	5,884	-	-	5,884
無形固定資産計	183,444	7,670	33,212	157,902	127,026	24,819	30,876
長期前払費用	515,554	41,690	17,168	540,076	476,139	42,015	63,937

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 店舗改修工事 2,200千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

・会社分割

建物18,072千円 工具器具及び備品693,879千円 リース資産2,714,353千円

ソフトウェア33,212千円

・子会社への売却

建物161,107千円

3. 「当期償却額」欄の()内は内書で、減損損失の計上額であります。

4. 当期首残高及び当期末残高につきましては、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	420	-	420	-
賞与引当金	323,704	-	323,704	-
株主優待引当金	28,302	43,344	28,302	43,344
役員株式給付引当金	10,662	-	-	10,662

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見三丁目5番6号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。但し電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.torikizoku.co.jp/
株主に対する特典	毎年1月31日及び7月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、以下の基準によりお食事ご優待券を贈呈する。 100株以上 1,000円相当のお食事ご優待券 300株以上 3,000円相当のお食事ご優待券 500株以上 5,000円相当のお食事ご優待券

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することを制限されております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第34期）（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）2020年10月21日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年10月21日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第35期第1四半期）（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）2020年12月8日近畿財務局長に提出

（第35期第2四半期）（自 2020年11月1日 至 2021年1月31日）2021年3月9日近畿財務局長に提出

（第35期第3四半期）（自 2021年2月1日 至 2021年4月30日）2021年6月14日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年10月23日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年12月4日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2021年6月11日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年10月27日

株式会社鳥貴族ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中畑 孝英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 匡伸

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥貴族ホールディングスの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥貴族ホールディングス及び連結子会社の2021年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社鳥貴族ホールディングスの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている固定資産5,640,150千円のうち5,586,237千円は店舗に係る固定資産であり、連結総資産の33.2%を占めている。また、連結損益計算書及び注記事項(連結損益計算書関係)「減損損失」に記載されているとおり、同社の店舗の固定資産について276,646千円の減損損失を計上している。</p> <p>会社は店舗の固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗及び退店の意思決定を行った店舗等について減損の兆候があるものとし、店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>外食業界においては、少子高齢化に加え、顧客の嗜好の多様化、業種・業態を超えた企業間競争の激化、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など厳しい経営環境が続いており、一部の店舗については営業活動から生じる損益が継続してマイナス等の減損の兆候に該当するため、当連結会計年度において、減損損失の認識の判定が行われている。</p> <p>減損損失の認識の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した各店舗の将来計画を基礎として見積もられている。当該計画においては、2022年2月にかけて新型コロナウイルス感染症の感染状況が徐々に収束し、感染拡大以前の水準まで業績が回復に向かうと仮定している。将来計画には、当該仮定に基づく売上高の今後の回復シナリオや損益改善策による将来の業績回復が織り込まれており、特に売上高、売上高原価率及び売上高人件費率の予測には高い見積りの不確実性を伴うことから、これらの経営者による判断が割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗の固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>店舗の固定資産の減損損失の認識の要否判定に関連する株式会社鳥貴族ホールディングスにおける内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に売上高の計画について、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復シナリオと整合しない不適切な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる店舗の将来計画に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の店舗別の計画と実績の比較分析を実施し、割引前将来キャッシュ・フローの発生額の見積りの基礎となる経営者が作成した将来計画の見積りの精度を評価した。 ・店舗別の将来計画を入手し、売上高、売上高原価率及び売上高人件費率について過去の実績値との比較を実施するとともに、翌年度の損益改善施策について経営者への質問により把握し、主要な改善策について過年度及び当連結会計年度における類似施策の改善実績との比較を実施した。 ・会社が作成した売上高の回復シナリオにおいて基礎とされた仮定について、2020年後半以後の関連する実績と比較したほか、その期間における実績の趨勢分析及び当監査法人が独自に入手した外部機関が公表している将来の会社業績の予測に関するレポート等との比較を踏まえ、その合理性を評価した。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社鳥貴族ホールディングスの当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産1,398,543千円が計上されており、連結財務諸表注記（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は1,541,779千円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額1,545,040千円から評価性引当額 3,260千円が控除されている。</p> <p>繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。</p> <p>当該繰延税金資産の回収可能性に用いられる課税所得の発生額の見積りは、経営者が作成した翌年度以降の将来計画を基礎として行われる。株式会社鳥貴族ホールディングスの将来計画においては、2022年2月にかけて新型コロナウイルス感染症の感染状況が徐々に収束し、感染拡大以前の水準まで業績が回復に向かうと仮定している。当該仮定に基づく売上高の今後の回復シナリオには高い見積りの不確実性を伴うことから、これらの経営者による判断が将来課税所得の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>課税所得の発生額の見積りの算定プロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に売上高の計画について、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復シナリオと整合しない不適切な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来課税所得の見積りの合理性の評価</p> <p>収益力に基づく将来課税所得の発生額の見積りの算定に当たって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の計画と実績の比較分析を実施し、課税所得の発生額の見積りの基礎となる経営者が作成した将来計画の見積りの精度を評価した。 ・繰延税金資産の回収可能性の判断に使用された将来課税所得の見積りについて、取締役会で承認された将来計画との整合性を確認した。 ・会社が作成した売上高の回復シナリオにおいて基礎とされた仮定について、2020年後半以後の関連する実績と比較したほか、その期間における実績の趨勢分析及び当監査法人が独自に入手した外部機関が公表している将来の会社業績の予測に関するレポート等との比較を踏まえ、その合理性を評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社鳥貴族ホールディングスの2021年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社鳥貴族ホールディングスが2021年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月27日

株式会社鳥貴族ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中畑 孝英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野 匡伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥貴族ホールディングスの2020年8月1日から2021年7月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥貴族ホールディングスの2021年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社鳥貴族ホールディングスの当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産1,327,688千円が計上されている。財務諸表注記（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は1,467,727千円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額1,470,988千円から評価性引当額 3,260千円が控除されている。</p> <p>繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。</p> <p>当該繰延税金資産の回収可能性に用いられる課税所得の発生額の見積りは、経営者が作成した翌年度以降の将来計画を基礎として行われる。株式会社鳥貴族ホールディングスの将来計画においては、2022年2月にかけて新型コロナウイルス感染症の感染状況が徐々に収束し、感染拡大以前の水準まで業績が回復に向かうと仮定している。当該仮定に基づく売上高の今後の回復シナリオには高い見積りの不確実性を伴うことから、これらの経営者による判断が将来課税所得の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。